一般管理費	
人件費	
物件費	
減価償却費	
租税公課	
その他の一般管理費	
その他経常費用	
経常利益（又は経常損失）	
特別利益	
不動産動産処分益	
その他の特別利益	
特別損失	
不動産動産処分損	
減損損失	
その他の特別損失	
当期純利益（又は当期純損失）	

（記載上の注意）

1　法令等に基づき、又は損益の状態を明らかにするため必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分化し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

2　平成11年４月27日の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会計に関する研究の成果として発表された基準等に基づき、必要な会計情報を注記すること。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第一号の施行の日（平成三十年八月二十日）から施行する。

（改正法附則第三条第一項の規定による郵便局ネットワーク支援勘定への繰入れの承認の申請等）

第二条　独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構は、改正法附則第三条第一項の規定により郵便局ネットワーク支援勘定（改正法による改正後の独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第百一号。以下「法」という。）第十九条第三号に定める郵便局ネットワーク支援勘定をいう。以下同じ。）への繰入れの承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一　繰入れを必要とする理由

二　繰入金の額及び積算の基礎

三　法第十条に規定する郵便貯金管理業務又は簡易生命保険管理業務（以下それぞれ「郵便貯金管理業務」又は「簡易生命保険管理業務」という。）の運営に支障のない理由

四　実施予定期日

五　その他繰入れの承認に関して必要な事項

2　総務大臣は、前項の規定による承認の申請があったときは、改正法附則第三条第一項の規定による郵便局ネットワーク支援勘定への繰入れが郵便貯金管理業務又は簡易生命保険管理業務の運営に支障を及ぼすことがないかどうかを審査するものとする。

3　独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構は、改正法附則第三条第二項の規定により郵便局ネットワーク支援勘定から郵便貯金勘定（法第十九条第一号に定める郵便貯金勘定をいう。）又は簡易生命保険勘定（同条第二号に定める簡易生命保険勘定をいう。）に繰り入れようとするときは、繰入金の額及び実施予定期日を総務大臣に通知しなければならない。

4　改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における前項の規定の適用については、同項中「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」とあるのは、「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」とする。